

# 火災保険における 保険事故の立証責任

岡 田 豊 基

## 1. はじめに

### （1）保険事故の立証責任に関する近時の最高裁判例

傷害保険に関する【1】最高裁平成13年4月20日第二小法廷判決を契機<sup>(1)</sup>として、近時、損害保険会社が引き受ける保険契約における保険事故

---

（1）民集55巻3号682頁，判時1751号171頁，判タ1061号68頁，金判1121号14頁，裁時1290号266頁。生命保険契約の災害割増特約に関して，最二判平成13年4月20日（民集55巻3号682頁，判時1751号163頁，判タ1061号65頁，金判1121号3頁，裁時1290号265頁）もまた，同様の判断を下している。【1】を解説したものとして，甘利公人・判評518号35頁（判時1773号197頁）（2001年），西嶋梅治『生命保険契約法の変容とその考察』413頁（保険毎日新聞社，2001年），山下丈「保険約款の『透明性』をめぐって——最高裁平成13年4月20日第二小法廷判決を契機として——」自動車保険研究5号39頁（2001年），山野嘉朗「傷害保険における『偶然性』の立証責任と最高裁判例——問題点と今後の課題——」生保論集137号（第一分冊）15頁（2001年），遠山聡「傷害保険契約および生命保険災害関係特約における偶然性の立証責任（1）」白鷗法学18号47頁（2001年），竹瀆修・リマークス25号106頁（2002年），蛭田円香・判タ1096号122頁（2002年），木下孝治・ジュリ1224号107頁（2002年），堀田佳文・法協119巻12号2533頁（2002年），小林登・保険事例研レポ176号1頁（2003年），大崎敬子・保険事例研レポ176号8頁（2003年），拙稿「傷害保険契約における偶然性に立証責任」損保研究65巻1・2号合併号335頁（2003年），寺本嘉弘「火災保険金請求の立証責任——最判平成13・4・20の適用範囲——」判時1868号12頁（2004年）等を参照。

の立証責任を巡って、最高裁の判決が相次いで下されている。すなわち、【1】では、死亡保険金の支払事由を急激かつ偶然な外来の事故による死亡とする約款に基づき、保険者に対して保険金の支払を請求する者（以下、「請求者」とする）は、発生した事故が偶然な事故であることにつき主張立証する責任を負う旨が判示された。これに対して、火災保険に関する【2】最高裁判平成16年12月13日第二小法廷判決<sup>(2)</sup>では、保険金の支払事由を火災によって生じた損害とすることとする約款について、いわゆるオール・リスク保険に該当するテナント総合保険に関する【3】同平成18年9月14日第一小法廷判決<sup>(3)</sup>では、「すべての偶然な事故」を保険事故とする約款について、自動車保険に関する【4】同平成18年6月1日第一小法廷判決<sup>(4)</sup>および【5】同平成18年6月6日第三小法廷判決<sup>(5)</sup>で

- 
- (2) 民集58巻9号2419頁，判時1882号153頁，判タ1173号161頁，金判1221号32，金法1751号44頁。【2】を解説したものとして，石田満・損保研究67巻1号237頁（2005年），山野嘉明「火災保険における保険事故の偶然性とその主張立証責任」判タ1170号110頁（2005年），西本強・銀行法務21・647号65頁（2005年），榊素寛・民商132巻6号913頁（2005年），西嶋梅治「火災保険金請求訴訟と立証責任——最判平成16・12・13の問題点，放火が火災発生の最大原因だ——」損保研究67巻3号1頁（2005年），武田智直「偶然な火災であることの立証責任について——最高裁判所平成16年12月13日判決を受けて」共済と保険2005年8月号16頁，9月号16頁，10月号16頁（2005年），笹本幸祐・リマークス32号100頁（2006年），野村直之・判タ1215号（平成17年度主要民事判例解説）156頁（2006年），飯田秀総・法協124巻1号278頁（2007年）等を参照。【2】の詳細な説明について，松並重雄・最高裁判所判例解説・曹時59巻1号279頁（2007年）を参照。
- (3) 判時1948号164頁，判タ1222号160頁，金判1255号28頁。【3】を解説したものとして，拙稿・民商136巻3号379頁（2007年），福田弥夫・損保研究69巻1号327頁（2007年），新井修司・リマークス36号102頁（2008年）等。
- (4) 民集60巻5号1887頁，判時1943号11頁，判タ1218号187頁，金判1255号54頁，同1244号43頁，裁時1413号4頁（被保険自動車の水没事故）。【4】を解説したものとして，野口恵三・NBL 847号47頁（2006年），出口正義・損保研究68巻3号（2006年），栗田和彦・リマークス35号100頁（2007年），桜沢隆哉・法律のひろば60巻7号63頁（2007年），奥田隆文＝西岡繁靖・

## 火災保険における保険事故の立証責任

は、「衝突、接触……その他偶然な事故」を保険事故とする約款について、【6】同平成19年4月17日および【7】同平成19年4月23日では、<sup>(6)</sup>「衝突、接触……その他偶然な事故」および<sup>(7)</sup>「被保険自動車の盗難」を保険事故とする約款について、いずれも請求者は事故の発生が被保険者の意思に基づかないものであることについて主張立証すべき責任を負わない旨が判示された。

これらによって、傷害保険、火災保険、テナント総合保険（オール・リスク保険の一部）、自動車保険の車両保険等の主要な損害保険契約における保険事故の立証責任について、最高裁による一応の判断が示されたことになる。しかしながら、【1】に端を発した最高裁の一連の判決に対しては、学説上、批判が見られるなど、最高裁の立場はあまねく受け入れられているわけではない。それゆえに、これら損害保険会社が引き受ける保険契約における保険事故の立証責任について、判例・学説を<sup>(8)</sup>総括的に検討する必要があるのではないかと考える。

---

法の支配144号50頁（2007年）、大澤康孝・判評581号34頁（判時1965号196頁）（2007年）、滝澤孝臣・金判1275号2頁（2007年）、肥塚肇雄・ジュリ1332号（平成18年重判解）111頁（2007年）等を参照。

(5) 判時1943号11頁、判タ1218号187頁、金判1244号43頁、1255号54頁、裁時1413号5頁（被保険自動車に生じた引っかけ傷）。【5】を解説したものとして、野口恵三・NBL 847号47頁（2006年）、奥田＝西岡・前掲注(4)、大澤・前掲注(4)、滝澤・前掲注(4)等を参照。

(6) 判時1970号32頁、判タ1242号104頁、金判1267号25頁、1279号44頁、金法1821号35頁、裁時1434号1頁、1436号11頁（被保険自動車の盗難）。【6】を解説したものとして、永石一郎・金判1279号2頁（2007年）、野口恵三・NBL 857号71頁（2007年）、山野嘉朗・判評588号38頁（判時1987号200頁）（2008年）等を参照。

(7) 判時1970号106頁、判タ1242号100頁、金判1267号25頁、1279号39頁、裁時1434号145頁、1437号24頁（被保険自動車の盗難）。【7】を解説したものとして、石田満・損保研究69巻2号265頁（2007年）、永石・前掲注(6)、野口・前掲注(6)、山野・前掲注(6)等を参照。

(8) 最高裁判例を総括的に研究するものとして、中山幾次郎＝上田真史＝森脇志郎「保険金請求訴訟における事実認定及び訴訟運営上の諸問題——

## (2) 損害保険における保険事故の類型

損害保険の約款における保険事故の規定の仕方を3類型に分類するものがある。<sup>(9)</sup>それによると、①たとえば火災等の具体的な事故を列挙するもの(火災保険等)(第1類型)、②具体的事故を列挙した上で、「その他偶然の事故」という包括的な事故類型を保険事故とするもの(自動車車両保険等)(第2類型)、③具体的な事故の列挙はいっさいなく、保険事故を「すべての偶然的事故」として包括的にのみ規定するもの(動産総合保険等)(第3類型)に分けられる。第2類型・第3類型に属する保険をオール・リスク保険というのが一般的である。それゆえに、これらは、保険事故の定め方の違いに基づいてみれば、「偶然の事故」という文言のあるオール・リスク保険(第2類型・第3類型)と、それがない保険(第1類型)とに大別することができ、保険事故の立証責任を検討する場合、「偶然の事故」の有無により、解釈が異なる可能性があるといえる。

最高裁の一連の判例のうち傷害保険に関する【1】を除いた損害保険の事案である【2】から【7】を保険事故の類型別に分けると、第1類型に属するのは【2】、第2類型には【4】から【7】が、第3類型には【3】が属するといえる。

火災保険の約款では、一般的に、火災、落雷、破裂または爆発等によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金等を支払う旨

---

火災保険の保険金請求訴訟を中心に——」判タ1229号49頁(2007年)、豊浦伸隆「保険金請求事件における故意等の立証責任に関する最高裁判例の系譜——車両盗難に関する最高裁平成19年4月17日判決及び同4月23日判決の位置づけについて——」判タ1248号62頁(2007年)、甘利公人「保険契約における保険事故の立証責任」保険学雑誌600号153頁(2008年)等を参照。

(9) 山下友信「オール・リスク保険と保険金請求訴訟における立証責任の分配」川井健=田尾桃二編『転換期の取引法——取引法判例10年の軌跡』519頁(商事法務,2004年)。

## 火災保険における保険事故の立証責任

が定められており、また、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害等に対しては、損害保険金等を支払わない旨が定められている。<sup>(10)</sup>

これらのことから、保険事故の立証責任を検討する場合、火災保険の約款では、「偶然の事故」という文言がないという前提で立つことになる。そして、火災保険は商法665条に規定があることから、約款規定を解釈する場合、商法の規定の解釈に基づかなければならない。これに対して、オール・リスク保険では、約款に明示された「偶然の事故」という文言の解釈を行わなければならないが、この保険は商法に規定を持たないことから、約款規定の解釈を行なうことになり、前述のように、保険事故の立証責任を検討する場合、保険事故の種類の異なる火災保険とオール・リスク保険では、「偶然の事故」の有無によって解釈が異なる可能性があるといえる。そこで、保険事故の立証責任を検討するにあたっては、火災保険とオール・リスク保険とを分けて検討することが望ましいと考える。また、オール・リスク保険の中の保険においても、保険事故に関する約款の規定の仕方が異なることから、第2類型と第3類型の保険を分けて論ずることとする。そして、保険事故の立証責任を検討する場合、約款の規定上、「偶然の事故」という文言のないものから検討していくことが約款の解釈にあたり自然であろうから、本稿では火災保険について論ずることとする。<sup>(11)</sup>

---

(10) 以下で検討する裁判例が対象としている保険は、火災保険、住宅総合保険および店舗総合保険に属する。このうち住宅総合保険および店舗総合保険は火災保険を基礎としてその担保範囲を拡大したものであり、保険事故の基本的な部分は火災保険と同じであることから、本稿においてはその部分を検討の対象とする。住宅総合保険および店舗総合保険について、東京海上火災保険㈱『損害保険実務講座 第5巻 火災保険』147頁以下（有斐閣、1992年）を参照。

### (3) 火災保険に関する判例の流れ

近時、下級審において、火災保険の保険事故の立証責任につき、結論が異なる判決が相次いで下された。すなわち、請求者側は、保険事故である火災発生の事実のみを立証すれば足りるとする裁判例のほか、火災が偶然的事故であること（非故意性）を立証する責任は請求者側が負うとする裁判例とがみられるようになり<sup>(12)</sup>、裁判所の判断が分かれていた。そのような中、【2】において、「約款に基づき保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は、火災発生が偶然なものであることを主張し、立証すべき責任を負わないと解すべきである」と判示され、この問題について一応の結論が導かれた。

そもそも、火災を保険事故とする火災保険契約（商法665条、火災保険約款等）における火災の立証責任については、一般的に、被保険者である請求者が負うのに対して、その発生が請求者側の故意によるものとして保険免責を主張するためには、保険者が当該事故は請求者側の故意によるものであるということを立証する必要があると解されてきたはずである。これは、商法629条および641条の規定について法律要件分類説をあてはめるものであるが、被保険者が保険事故が故意によらないものであることを立証することになれば、その立証が困難であり、保険契約としての機能を十分に果たすことができなくなるのではないかという配慮に基づくものであるとされる<sup>(13)</sup>。

---

(11) 注(8)に掲載した論文のように、最高裁の判例を総括的にとらえ、保険事故の立証責任に関して横断的な検討をすることが望ましいと考えるが、筆者としては、保険事故の類型別に検討し、その上で、横断的な検討を行なうという手段をとるというプロセスをとることとし、とりあえず、火災保険における保険事故の立証責任について、判例・学説を整理し、検討することから始める。なお、筆者は、傷害保険における保険事故の立証責任についてはすでに検討を試みている。拙稿・前掲注(1)335頁を参照。

(12) 佐野誠「損害保険契約における偶然性の一考察」保険学雑誌591号112頁以下（2005年）、松並重雄・最高裁判所判例解説・法曹時報59巻1号279頁（2007年）。

## 火災保険における保険事故の立証責任

しかしながら、火災が偶然の事故であることを立証する責任は請求者側が負うとする判決が、下級審レベルではあるが下された背景には、【1】が影響しているのではないかと考えられる。すなわち、【1】において、傷害保険の約款では、発生した事故が偶然な事故であることにつき主張立証する責任を負うのは請求者であるとする旨が判示されて以後、損害保険に関する判例においても同様の結論が導かれているとともに、その多くは、故意の事故招致を阻止することが保険制度の維持のために必要であるという趣旨が貫かれており、この立場を支持する見解によれば、【2】の立場は支持できないこととなる。<sup>(14)</sup>

このように、火災保険における保険事故の立証責任については【2】によって一応の結論が導かれているが、以下、この問題について検討する。<sup>(15)</sup>

## 2. 判例の状況

### (1) 最高裁平成16年12月13日第二小法廷判決（【2】）

#### <事実の概要>

X（原告・被控訴人・被上告人）は、Y損害保険会社（被告・控訴人・上告人）との間で、所有する店舗兼住宅用ビル等について店舗総合保険契約を締結した。本件保険約款には、保険契約者等の故意または重過失等によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨が定められて

---

(13) 山下友信『保険法』359頁（有斐閣、2005年）。

(14) 西嶋・前掲注(2)9頁以下、同・ほうむ53号21頁以下（2007年）、佐野・前掲注(12)127頁以下等。

(15) 拙稿「損害保険」山野嘉朗＝山下丈＝塩崎勤編『保険関係訴訟（専門訴訟講座第7巻）』（民事法研究会）（未刊）において、火災保険およびオール・リスク保険における保険事故の立証責任について論じているが、拙稿では、この問題について論じきれなかった事柄もあり、また、脱稿後に新しい論文が刊行されていることなどから、これらも含め、本稿において再度検討することとした。



いた。本件保険契約締結の5日後、本件ビル内で火災が発生し、その一部が焼失した。XがY会社に対して保険金の支払を請求したところ、本件火災はXの放火によるものであるとして保険金の支払を拒絶したため、XはY会社に対して保険金の支払を求める訴えを提起した。

火災の立証責任につき、第1審（下記【10】<sup>(16)</sup>）では、商法629条および641条の規定からすれば、保険契約者または被保険者の悪意または重過失によって保険事故が発生したことは、損害保険契約に基づく保険金請求権の発生障害要件であり、保険契約者は、保険金の請求原因として損害保険契約で合意されている、通常は偶発的に発生するものとして外形的・類型的に定められている事故の発生を主張立証する責任を負うが、発生した事故が自己の故意または重過失によるものでないことまでを主張立証する責任を負うものではなく、保険者が、保険金請求の抗弁として発生した事故が保険契約者の故意または重過失によるものであることを主張立証すべき責任を負うと解されると判示され、Xの主張が認容された。これに対して、Y会社が控訴した。

原審（下記【12】<sup>(17)</sup>）においても、商法の規定からすれば、保険契約者は、通常は偶発的に発生するものとして外形的・類型的に定められている事故の発生を主張立証する責任を負い（この点の立証ができれば、偶然の事故であることが事実上推定される。したがって、この証明は一応の証明で足りる）、保険者は、保険金請求に対する抗弁として発生した事故が保険契約者の故意または重過失によるものであることを主張立証すべき責任を負うと解されると判示され、Y会社の主張が棄却された。これに対して、Y会社が上告した。

<判旨>棄却。

「商法は、火災によって生じた損害はその火災の原因いかんを問わず後者がてん補する責任を負い、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大

---

(16) 大阪地判平成15年5月22日金判1221号46頁，自保ジャ1573号14頁。

(17) 大阪高判平成16年3月4日金判1221号40頁，自保ジャ1573号7頁。



## 火災保険における保険事故の立証責任

な過失によって生じた損害は保険者がてん補責任を負わない旨を定めており（商法665条，641条），火災発生の際偶然性いかんを問わず火災の発生によって損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とするとともに，保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって損害が生じたことを免責事由としたものと解される。火災保険契約は，火災によって被保険者の被る損害が甚大なものとなり，時に生活の基盤すら失われることがあるため，速やかに損害がてん補される必要があることから締結されるものである。さらに，一般に，火災によって保険の目的とされた財産を失った被保険者が火災原因を証明することは困難でもある。商法は，これらの点にかんがみて，保険金の請求者（被保険者）が火災発生によって損害を被ったことさえ立証すれば，火災発生が偶然のものであることを立証しなくても，保険金の支払を受けられることとする趣旨のものと解される。このような法の趣旨及び……本件約款の規定に照らせば，本件約款は，火災の発生により損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とし，同損害が保険契約者，被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意又は重大な過失によるものであることを免責事由としたものと解するのが相当である。

したがって，本件約款に基づき保険者に対して火災保険金の支払を請求する者は，火災発生が偶然のものであることを主張，立証すべき責任を負わないものと解すべきである。これと結論において同旨をいう原審の判断は正当である。……最高裁平成……13年4月20日第二小法廷判決……民集55巻3号682頁，最高裁平成……13年4月20日第二小法廷判決・裁判集民事202号161頁は，いずれも本件と事案を異にし，本件に適切でない。」

### （2）【2】にみる争点

【2】では，火災保険における保険事故の立証責任の帰属およびその内容について争われており，その検討の過程は次のようにまとめられる。

すなわち、【2】は、商法665条からして、火災発生の偶然性いかに問わず火災による損害の発生が保険金請求権の成立要件となるとともに、641条により保険者免責となるとしている。そして、その理由を明らかにした後、商法上、被保険者は、火災による損害の発生を立証すれば、火災発生が偶然なものであることを立証しなくとも、保険金の支払を受けられるとした上で、約款規定もまた商法の規定と同じ内容であると解されることから、立証責任につき、商法上の解釈と同様になると判示している。

これらのことから、火災保険における立証責任に関する争点として、立証責任の帰属とその内容があげられる。立証責任の内容については、被保険者が立証責任を負担するとすると、保険事故が保険契約者または被保険者の故意または重過失によらないこと、つまり、保険事故の非故意性までも立証しなければならないのか否かが争点になると考える。それゆえに、判決文中の「火災発生の偶然性のいかに問わず」という表現からして、保険事故としての「火災発生の偶然性」の意義を検討しなければならないのではないかと考えるが、【2】は偶然性に解釈については触れていない。

### (3) 下級審裁判例の状況

火災保険に関する近時の主な下級審裁判例を分類すると、請求者は、保険事故である火災の発生を立証すれば足りるとする裁判例と、請求者は、保険事故である火災が偶然の事故であること（非故意性）を立証する責任を負うとする裁判例とがある。<sup>(18)</sup>

---

(18) 大阪民事実務研究会編著『保険金請求訴訟の研究』判タ1161号12頁～13頁、山野・前掲注(2)112頁～115頁、竹瀆修「被保険者および第三者の保険事故招致——最近の火災保険判例の動向——」損保研究63巻1号24頁以下(2001年)を参照。

本稿では、【1】以後の判例をみることにする。というのは、同判決が下されるまでは、火災保険における立証責任の帰属について明確に判示す

## 火災保険における保険事故の立証責任

(i) 請求者側は、保険事故である火災の発生を立証すれば足りるとする裁判例

【8】旭川地判平成14年9月26日 LEX/DB インターネット TKC 法律情報データベース（火災保険・住宅総合保険）

### <事実の概要>

不動産の売買、管理、賃貸等を業とする有限会社X<sub>1</sub>（原告）は、平成11年12月7日、Y損害保険会社（被告）との間で、本件建物を目的とする火災保険契約（以下、「本件（1）契約」という）を締結した。X<sub>2</sub>（原告）は、X<sub>1</sub>から平成12年4月1日、本件建物を、期間を同日から平成14年3月30日までの約定で賃借し、平成12年3月22日、Y会社との間で、本件建物内の家財一式を目的として住宅総合保険契約（以下、「本件（2）契約」という）を締結した。

本件建物は、平成12年a月b日（ママ）午後10時頃、火災により全焼し、本件建物内部の家財一式も焼失した。そこで、X<sub>1</sub>およびX<sub>2</sub>は、Y会社に対して、平成12年6月23日、本件（1）契約および本件（2）契約に基づきそれぞれ保険金を請求したところ、Y会社は、抗弁として、①本件火災は、本件建物の居住者X<sub>2</sub>の家族の留守中に発生したものであり、原因不明の火災であること、②本件建物について、X<sub>1</sub>とX<sub>2</sub>が賃貸借契約を締結し、X<sub>2</sub>が入居するに至った経緯が不自然であること、③X<sub>2</sub>が本件（2）契約を締結した経緯が不自然であること、④X<sub>1</sub>およびX<sub>2</sub>はいずれも経済的に困窮していたことなどに鑑みれば、本件火災は、X<sub>1</sub>の代表者X<sub>3</sub>（原告）とX<sub>2</sub>とが意を通じ、火災保険金の取得を

---

る判例の数は少なく、また、同判決以後、これに影響を受けたのではないかと考えられる判例がみられるからである。【1】以前の裁判例で、偶然性の立証責任が保険者側にあることを前提としたものとして、さしあたり、東京地判昭和61年3月17日判タ599号67頁、東京高判平成12年9月25日判タ1049号291頁を参照。なお、本稿で検討する裁判例より古いものの検討として、竹瀆修「火災保険における被保険者の保険事故招致」民商114巻4号676頁以下（1996年）を参照。

目的として故意に惹起したものであると主張して、保険金の支払を拒絶した。

<判旨>棄却。

「本件約款は、保険金を支払う場合として、単に『火災』と規定し、『偶然の火災』とは規定していないし……、商法665条が保険者は火災の発生原因を問わずにその損害を填補する旨規定し（危険普遍の原則）、保険契約者の悪意又は重大な過失による損害の招来を保険者が主張立証すべき抗弁事由としていることからすれば、保険契約者は、請求原因として、火災の発生を立証すれば足り、その『偶然性』まで立証する必要はないと解するのが相当である。」

警視庁科学捜査研究所の鑑定の結果、本件火災調査書および本件火災原因判定書は、いずれも火災原因は不明であるとしているが、いずれも放火の可能性を否定する趣旨のものではないことなどから、本件火災の出火原因は、何者かが本件建物の出火箇所付近で火を放ったことによって発生したと考えるのが自然である。

Xらは本件（1）および（2）契約締結当時ならびに本件火災当時、経済的に困窮していたこと、X<sub>1</sub>は、本件建物の転売先が見つからずに苦慮していたこと、X<sub>1</sub>が本件建物およびその底地の取得のために出捐した金額は300万円であるのに対して本件（1）契約の保険金額は650万円であること、本件火災当時のX<sub>2</sub>の財産状況からすれば、本件（2）契約の保険金額500万円は高額であることに鑑みれば、Xらが本件建物に放火して保険金を取得するという動機を抱かせるような状況にあったと認められる。

「X<sub>1</sub>は、本件建物取得から2年以上経過後、経済的に困窮していたにもかかわらず本件（1）契約を締結し、X<sub>2</sub>は、実際に本件建物に転居するどころか、未だX<sub>1</sub>との間で本件建物の賃貸借契約を締結する以前に、経済的に困窮していたにもかかわらず、保険会社からの勧誘を待たずに、自ら本件保険（2）契約を締結して現金でその保険料を支払っ

## 火災保険における保険事故の立証責任

ており、本件（１）及び（２）契約の締結の経緯、ことに本件（２）契約の締結の経緯は極めて不自然であるが、X<sub>1</sub>が本件建物に放火して保険金を詐取する目的の下に行われたとすれば、同様に了解可能である。」

以上に加えて、①本件火災の出火原因は放火である可能性が高いこと、②本件火災は、本件（１）契約締結から半年後、本件（２）契約締結から３か月足らず、X<sub>2</sub>が本件建物に転居してから２か月足らずで発生していること、③X<sub>2</sub>は、Y会社に対して、本件火災による損害財産として、破産申立ての際に一切言及していない高額財産を多数申告しているが、上記のようなX<sub>2</sub>の財産状況からすれば、過大な申告と解するのが相当であること、④本件火災が第三者による放火である可能性は低いことを総合勘案すれば、本件火災は、具体的経緯は不明であるものの、本件（１）および（２）契約の保険契約者であるX<sub>1</sub>の代表者AおよびX<sub>2</sub>の関与の下に、その意向に基づき発生したものと推認するのが相当である。

【9】名古屋地判平成15年1月29日判タ1133号232頁，金判1175号39頁

（【17】の原審）（店舗総合保険）

### <事実の概要>

X（原告）は、平成10年7月、本件建物においてパチンコ店を開店するとともに、Y損害保険会社（被告）との間で、本件建物および設備を目的とする保険金額2億円の店舗総合保険契約（以下、「先行契約」という）を締結したが、同契約の保険料の口座振替が不能となったため、平成11年3月、Y会社により解除された。同年8月末、Xは、パチンコ店を閉店し、同年10月22日、Y会社との間で保険金額を3億円とする本件契約を締結した。同年11月4日、本件建物が何者かに放火され一部焼損し（以下、「先行火災」という）、さらに、翌5日、本件火災が発生した。

XはY会社に対して本件契約に基づき保険金を請求したところ、Y会社は、抗弁として以下のように主張して支払を拒絶した。すなわち、①

先行火災の連絡を受けた際、X代表者にあまり驚いた様子がなく、ただちに現場に急行しないなど不合理的言動が認められること、②Xは、未納電気料金の厳しい督促を受けるなど、経済的に逼迫しており切羽詰まった状況であったこと、③Xは、先行契約の解除後直ちに再契約をしなかったのに、パチンコ店の閉店後、積極的かつ執拗な申入れにより保険金額を増額したうえで本件契約を締結し、その僅か13日後に本件火災が発生しているなど、本件契約の締結および本件火災の発生に関する経緯が不自然であり異常であること、④本件火災は、本件建物の内部の事情に詳しい者の犯行の可能性が高いことなどの事情によれば、本件火災はXが故意に招致したものと推認できる旨主張した。

〈判旨〉一部認容。

「商法629条は、損害保険契約は偶然の事故によって生ずる損害を担保する契約である旨定めているが、同641条では、保険契約者又は被保険者の悪意又は重大なる過失によって生じた損害については保険者は免責される旨を定めており、また、同665条では、その本文において火災によって生じた損害はその火災の原因いかんを問わず保険者がこれをしてん補する責任を負う旨規定し、そのただし書において上記641条の場合は除外する旨を規定している。加えて、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失により、火災、爆発、盗難等の保険事故が発生するのは、一般的には例外的な場合であると解されるから、同629条の前記規定が、保険金を請求する側に、偶然の事故であることの主張立証責任まで負わせる趣旨を含むものと直ちに解することはできない。実際、被告の主張に従うと、放火により火災が発生した場合には、放火犯が保険契約者等と関係のないことを保険金請求者側において明らかにできない以上、保険金の支払を受けることができないことになりかねず、失火の場合と比較しても保険金請求者側に酷な結果をもたらすことになるといわざるを得ない。

したがって、原告が本件契約に基づき保険金を請求する場合において

## 火災保険における保険事故の立証責任

は、原告は、本件火災が発生したことを主張立証すれば足り、保険者である被告が、本件火災は原告の故意又は重大な過失によって生じたものであることについて主張立証責任を負うと解すべきである。」

① X代表者は先行火災の発生を告げられて相当程度驚いていたものと認められ、当時の事情を考慮すれば、ただちに現場に駆けつけたり、警察に通報しなかった対応が先行火災の発生を知った者のとる行動として通常あり得ないものとまではいえないこと、② Xは経済的に相当苦しい状況ではあったものの、未納電気料金の督促に対する対応、パチンコ店売却の実現可能性等、本件火災前後の具体的な事情を総合すれば、保険金の詐取を計画せざるを得ないほど逼迫した状況であったとまでは認められないこと、③ 先行契約解除後の事情およびパチンコ店閉店後から本件契約に至るまでの事情を総合すれば、本件契約の締結経緯に関して、保険金目的で本件契約を締結して故意に本件火災を招致させたことを強く推認させるほど不自然な点は認められないこと、④ 警備システムが作動していなかったこと、侵入口となった通用口のドアは人目につきにくく、先行火災の際にいったん壊されていたこと等によれば、Xに無関係な第三者が外部から侵入して放火をした可能性も十分考えられるなどと判断され、本件火災以前にXが取得した保険金は台風被害による52万円余りであること、本件火災後、X代表者らがY会社の調査に対して協力していたこと等の事情をも考慮すると、本件全証拠によっても、Xが故意に本件火災を招致した事実を推認することはできず、Xの請求を一部認容する。

【10】大阪地判平成15年5月22日金判1221号46頁、自保ジャ1573号14頁

（【2】の第1審。店舗総合保険）

<判旨>認容。

「(1) 商法629条（によれば：筆者挿入）……，損害保険契約においては、偶然なる一定の事故の内容について合意されていることがその成立要件となる。



そして、損害保険契約に基づく保険金請求権については、契約で合意された保険事故の発生がその発生要件とされることは上記契約の合意内容自体から明らかであるから、原告である保険契約者は、保険金請求の請求原因として、損害保険契約において合意した偶然なる一定の事故の発生を主張立証すべきである。』

「(2) 被告は、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』というためには、発生した事故が偶然な事故であることが必要であるから、原告である保険契約者は、……契約で定める事故が発生したこと及びその発生した事故が偶然なものであることを主張立証すべきであり、その発生した事故が故意又は過失によるものであることが抗弁となるものではないと主張し、その根拠として、このように解さなければ、保険金の不正請求が容易になるおそれが増大し、その結果、保険制度の健全性を阻害し、誠実な保険加入者の利益を損なうことになりかねないばかりか、保険金をめぐる犯罪を助長しかねないと主張している。

(3) しかし、主張立証責任の分配は、実体法規の解釈によって決められるものであるから、個別の法条の文言等を基礎として考えることが基本であり、被告が主張するような実質的な考慮はその解釈において参考とすべきものではあっても、これのみによって直ちに主張立証責任の分配が決定されるものではないと考えられる。

(4) ……商法641条等との関係に照らすと、商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』とは、偶然に発生する事故であるとして契約で合意されている事故であることをもって足り、具体的に発生した事故が故意又は重大な過失によるものでないことまでを要するものではないと解される。同法641条は、保険契約者若しくは被保険者の悪意又は重大な過失によって生じた損害については、保険者がその損害を填補する責任を負わないものと定めているところ、これが損害保険契約に基づく保険金請求権の発生障害要件として規定されているものであることは、……同法640条と同様に『保険者之ヲ填補スル責ニ任セス』と規定されているこ

## 火災保険における保険事故の立証責任

とから明らかである。したがって、保険契約者若しくは被保険者の悪意又は重大な過失によって事故が発生したことは、損害保険契約に基づく保険金請求権の発生障害要件であると解される。

商法の上記定めからすれば、原告である保険契約者は、保険金請求の請求原因として損害保険契約において合意されているところの、通常は偶発的に発生するものとして外形的類型的に定められている事故の発生を主張立証すべき責任を負うが、具体的に発生した事故が原告の故意又は重大な過失によるものでないことまでを主張立証する責任を負うものではなく、逆に、被告である保険者は、保険金請求の抗弁として具体的に発生した事故が原告の故意又は重大な過失によるものであることを主張立証すべき責任を負うものと解される。

……本件約款においては、事故として『火災』が定められており、これは通常は偶発的に生じる事故として外形的類型的に規定されているものであるから、本件において原告は本件契約において事故として定められた『火災』の発生について外形的類型的な事実を主張立証すれば足り、これが原告の故意若しくは重大な過失によって生じたものでないことまで主張立証すべき責任を負うものとはいえないと解される。

……本件約款……は商法の上記定めと異なる趣旨を定めたものではないと解されるから、被告は、具体的に発生した事故が原告の故意又は重大な過失によるものであることについて主張立証責任を負うとするのが相当である。』

本件建物に放火すれば、炎や煙によりXら自身に危険が及ぶばかりでなく、本件建物の構造から、A（Xの長男）の部屋より高所にあるB（Xの長女）の寝ていた部屋に煙が流れ込んだり、Aの部屋から煙や炎が階段に吹き出してBが脱出できない状態に陥る危険があり、Bは本件火災直前にXに対してまだ寝ると言っていたことを併せて考慮すれば、Bが逃げ遅れる可能性があることは容易に想像しうるところである。そして、Bがいない時を見計らって放火することも可能であり、本件当日

についても、Bは外出する予定であり、Xらが、あえてBが寝ている時にBに危険が及ぶような場所に放火するとは考え難い。

Xらが放火したとすれば、本件建物や商品、家財道具等が完全に毀損した方がより利益を得られることになるが、確実に在庫の商品を毀損するために直接商品に放火して毀損することがより容易であったにもかかわらず、実際には商品の保管場所から離れた場所から出火しており、商品の一部が焼損を免れていること、原告やC（Xの知人）が、本件火災発生後、危険を冒して消火を試みたり、消火が不可能と知るやただちに消防署に電話して被害の拡大を防止していること、本件火災発生時Xらが本件建物の中にいることから、Xらによる放火が疑われることは予想しうるが、失火や第三者の放火と見せかけるための偽装工作が行われた形跡もないことなど、本件火災の状況は保険金目的による放火としては不自然というべきである。

以上を総合して判断すれば、本件火災の状況から見て、本件火災がXらの故意により生じたものであると認めることはできない。

【11】東京地判平成15年6月23日判タ1141号227頁、金判1175号2頁（火災保険）

＜事実の概要＞

X（原告）は、Y損害保険会社（被告）との間で火災保険契約を締結していたところ、X代表者のたばこの不始末によりX所有の商品を保管していた倉庫で火災が発生し、商品が焼水汚損したとして、Y会社に対し、保険契約に基づき保険金を請求するとともに、Y会社が理由なく保険金の支払を拒絶したとして、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償として弁護士費用およびこれらについての遅延損害金を請求した。これに対し、Y会社は、抗弁として、①本件火災はX代表者の故意または重過失に基づき発生したものであること、②Xには損害について不実申告があったなどと主張した。

＜判旨＞一部認容。

## 火災保険における保険事故の立証責任

「本件保険約款には、……『偶然の』といった火災の原因を特定するような記載はしていないこと、他方、本件保険約款によれば、保険契約者（法人の場合には、その理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関）の故意又は重大な過失によって生じた損害については保険金を支払わないと規定していることが認められる。以上のとおり、本件保険約款の文言からは、Y会社がXからの保険金支払請求を免れるためには、Y会社において本件火災が保険契約者の故意又は重過失により発生したことを主張立証しなければならない旨規定していると解するのが相当である。のみならず、商法665条は、火災保険における損害填補につき、『火災ノ原因如何ヲ問ハス』保険者の填補責任を認めた上で、ただし書で保険者の免責事由について定めていることをも併せて考慮すると、本件保険約款の解釈としては、本件火災が保険契約者の故意又は重過失により発生したとの事実は被告の抗弁事由となり、その主張立証責任はY会社が負うと解するのが相当である。なお、商法629条……の『偶然』とは、契約成立時に事故故の発生・不発生が未だ確定していないことを指すとするのが一般的な解釈であり、損害保険であるから当然に故意、重過失でないという意味での『偶然性』の主張立証責任が保険金請求者の側にあると解するのは困難である」。

本件火災発生前の状況、本件火災の発生と鎮火の状況等に照らせば、本件火災の出火原因をX代表者が喫煙していたタバコの火種が灰皿から落下し、無炎燃焼を継続し、時間の経過と共に出火したと判定した消防署の判定書の判断には何ら不自然、不合理な点は認められないことから、本件火災はX代表者のたばこの不始末という過失によって、発生したものであると解するのが相当である。

【12】大阪地判平成15年10月3日判タ1153号254頁（店舗総合保険<sup>(19)</sup>）  
＜事実の概要＞

---

(19) 判批，井上健一・ジュリ1304号181頁（2006年）。

Y<sub>1</sub>株式会社（被告・反訴原告）は衣料品の製造・販売を業とし、同社の代表者Aの母親Y<sub>2</sub>（被告・反訴原告）所有の建物（本件建物）を事務所兼作業所として利用していた。Y<sub>1</sub>はX損害保険会社（原告・反訴被告）との間で本件建物につき、従前からの火災保険契約を継続更新するとともに、本件建物内に収容されている商品を保険の目的に追加する内容の契約（保険契約異動承認手続）を締結した。その後、本件建物において火災が発生した。Y<sub>1</sub>よりX会社に対し本件建物内の商品につき損害額の申告がなされた。X会社は、①本件火災がAの故意または重過失によるものとして保険金支払義務の免責、②本件建物保管の商品は不良品であり、損害額についてY<sub>1</sub>は不実申告をしているとして保険金支払義務の免責、③本件建物保管の商品は無価値の不良品でありY<sub>1</sub>に損害は発生していない等の主張をした。

<判旨>本訴請求一部認容、反訴請求一部認容。

「本件火災保険契約においては、約款上、『火災』によって保険の目的について生じた損害に対して、保険金を支払う旨規定されており……、これに対して、保険契約者、被保険者等の故意若しくは重大な過失等によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨規定されている……。このような約款の規定の仕方からすれば、被保険者であるYらとしては、請求原因事実として、単に、本件火災が発生し、それによって保険目的物に損害が生じたという客観的事実さえ主張立証すれば足り、これに対して、保険者であるX会社は、抗弁として、本件火災がYら又はその関係者の故意若しくは重大な過失等によって生じたことを主張立証すべき責任を負い、その立証に成功してはじめて、Yらに対する保険金の支払を免れる」。

①消防署が、火災の原因は、積み上げられたダンボール箱が崩れ落ち、これがストーブの輻射熱により着火した可能性が高く、放火の可能性は乏しいと判断していること、Aの供述が大筋において終始一貫していること、火災発生前におけるY<sub>1</sub>の経営状況が切迫した状況にあったとは

## 火災保険における保険事故の立証責任

認められないことなどの諸事情に照らして、火災がAの故意によるものとまで推認することはできない、②火災の原因が、Aの外出中に、積み上げられたダンボール箱が崩れ落ち、これがストーブの輻射熱により着火して燃え広がったことにあるとしても、従前、ダンボール箱が崩れることはほとんどなかったこと、Aがストーブをつけたまま外出したのは、わずか10分程度にすぎないこと、当該ストーブは、客観的見地から見て必ずしも危険性の高い器具であるとは認識し得ないことなどの諸事情に照らして、Aに重過失があるとまでは認められない。

【13】大阪高判平成16年3月4日金判1221号40頁，自保ジャ1573号7頁  
【2】の控訴審。店舗総合保険)

### <事実の概要>

原審【9】においてX（原告・被控訴人）の請求が認容されたことから、Y会社（被告・控訴人）が控訴した。

### <判旨>棄却。

「本件火災の偶然性の主張立証責任は保険金の請求者（被控訴人）が負うべきものであるが、被控訴人は『火災』の発生について外形的類型的な事実を主張立証すれば足り、火災が被控訴人の故意又は過失によって生じたものでないことまで主張立証すべき責任を負うとはいえないと解する。」

商法の定めからすれば、「保険契約者は、保険金請求の請求原因として損害保険契約において合意されているところの、通常は偶発的に発生するものとして外形的・類型的に定められている事故の発生を主張立証すべき責任を負い（この点の立証ができれば、偶然の事故であることが事実上推定される。したがって、この証明は、一応の証明で足りると考えられる。）、逆に、……保険会社は、保険金請求に対する抗弁として具体的に発生した事故が被控訴人の故意又は重大な過失によるものであることを主張立証すべき責任を負うものと解される。」

本件において、火災発生がXの故意または重過失によるものと認める

に足りる証拠はなく、Xの請求を認容すべきである。

(ii) 小括

かかる裁判例は、請求者側は保険事故である火災の発生を立証すれば足り、保険事故発生 of 偶然性までも立証する必要はなく、保険者が免責されるためには、自己の側で保険事故が請求者側の故意または重過失により発生したことを立証しなければならないとするが、その理由は次のように多岐にわたる。すなわち、(a) 約款は、保険金を支払う場合として、単に「火災」と規定し、「偶然の火災」とは規定していないこと【8】【11】、(b) 商法665条は、保険者は火災の発生原因を問わずにその損害を填補する旨（危険普遍の原則）を規定していること【8】【9】、(c) 約款は、保険契約者の故意または重大な過失によって生じた損害については保険金を支払わないと規定しており、商法641条と同じ趣旨であること【8】【10】【11】、(d) 商法629条の規定と641条の規定とが対応し、665条本文と同但書とが対応して存在すること【9】、(e) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、火災等の保険事故が発生するのは、例外的な場合であること【9】、(f) 放火により火災が発生した場合には、放火犯が保険契約者等と無関係であることを請求者側が明らかにできなければ、保険金を受領できないことになりかねず、失火の場合と比較して酷な結果をもたらすことになること【9】、(g) 商法629条にいう「偶然」とは、契約成立時に事故の発生・不発生がいまだ確定していないことを指すと解するのが一般的な解釈であり、損害保険であるから当然に故意、重過失でないという意味での「偶然性」の主張立証責任が請求者の側にあると解するのは困難であること【10】【11】、(h) 商法および約款の規定によれば、保険契約者は、保険金請求の請求原因として損害保険契約において合意されているところの、偶発的に発生するものとして外形的類型的に定められている事故の発生を主張立証すべき責任を負うにすぎないこと【10】【13】、(i) 約款の規定の文言およびその構成からすれば、保険者にお



## 火災保険における保険事故の立証責任

いて火災が保険契約者の故意または重過失により発生したことを主張立証しなければならない旨を規定していると解するのが相当であること（【11】【12】）、(j) 商法665条を併せて考慮すると、約款の解釈としては、火災が保険契約者の故意または重過失により発生したとの事実は保険者の抗弁事由となり、その主張立証責任は保険者が負うと解するのが相当であること（【11】）が理由として上げられる。

かかる裁判例の立場を包括的にみると、次のようになる。まず、火災保険に関する商法665条が、その本文において、危険普遍の原則を規定し、641条において、保険契約者または被保険者の悪意（故意）または重過失による損害について保険者免責となると定めていることから、641条が火災保険金請求権の発生障害要件となると解される。そして、かかる条文には、「偶然な」という文言が存在していないので、請求者側は保険事故の発生を主張立証するだけで足りるのに対して、保険者側は保険事故が保険契約者側の故意または重過失によるものであることを主張立証しなければならず、約款が商法と同じような規定を定めていることから、このような解釈は約款についても妥当すると解しているといえる。さらに、商法641条等に先行する629条は「偶然ナル一定ノ事故」による損害を填補すると定めているが、この「偶然ナル」の意味は、契約成立時に事故の発生・不発生がいまだ確定していないことを指すと解するのが一般的な解釈であるとしており、「偶然ナル」が商法665条・641条の解釈に直接及ぶものではないと解していることに特徴がある。また、かかる裁判例の立場が、保険事故の立証責任に関して、放火と失火との立証責任の負担の度合いを理由としているのも興味深い。

(iii) 請求者側は、保険事故である火災が偶然の事故であること（保険事故の非故意性）を立証する責任を負うとする裁判例

【14】名古屋高判平成14年8月28日自保ジャ1463号12頁（店舗休業特約付き保険）

<事実の概要>

X（原告・控訴人）は、Y損害保険会社（被告・被控訴人）との間で、飲食店の営業に使用する目的で賃借した本件建物の設備、什器について、店舗休業担保特約付の保険契約を締結していたが、平成7年4月10日午前7時30分頃に出火した火災により2階部分を焼損したとして、保険金の支払を求めてY会社に訴えを提起した。原審である名古屋地裁（名古屋地判平成13年10月5日自保ジャ1463号7頁）では、立証責任について判示することなく、Y会社は、事故招致免責条項により、Xに対して保険金支払義務を負わない旨を判示してXの請求を棄却したので、Xが控訴した。

<判旨>棄却。

「商法629条に損害保険契約は偶然の事故によって生ずる損害を担保する契約である旨の定義規定が定められていることからすれば、……保険約款……の規定にかかわらず、保険金を請求する者には、火災が偶然な事故であることの主張立証責任があるものと解する余地はある。」

①出火場所は、Xのみが鍵を有する使用していない部屋で、火気がないこと、②何者かが灯油をまき火をつけたこと、③出入口は施錠され、従業員出入口の施錠が壊されることなく侵入していること、④Xの経済状態は、当初より従業員に対する給料や買掛代金の支払もままならない状態が続き、本件火災当時も負債の大部分が弁済されておらず、店舗の賃料も滞納していたこと、⑤隣人からの電話で出火の連絡を受けたとき、Xは何ら驚いた様子がないため、隣人は怒鳴って念を押したが、Xには慌てた様子も感じられなかったこと、⑥過去2度の火災保険事故の経験を有していることなど、不自然性から保険金請求は否認される。

【15】金沢地判平成15年5月2日自保ジャ1496号18頁（保険の種類不明）

<事実の概要>

X（原告）はY損害保険会社（被告）と間で、所有するホテルについて損害保険契約を締結した。平成11年7月6日午前6時頃に出火した火災によりホテルが半焼したとして、XがY会社に保険金の支払を求めた

## 火災保険における保険事故の立証責任

ところ、Y会社は拒絶した。

＜判旨＞棄却。

「本件約款に基づき、保険者に対して損害保険金の支払を請求する者は、発生した火災が偶然の火災であることを主張立証すべき責任を負うと解するのが相当である。

本件約款1条1項1号には、被告は、本件約款に従い、火災によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払う旨規定されていて、発生した火災が偶然のものであることを要する旨明記されていないが、保険者に対して損害保険金の支払を請求する者が、偶然の火災であることの主張立証責任を負うと解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるからである。本件約款2条1項1号には、被告は、保険契約者、被保険者の故意又は重大な過失等によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない旨規定されているが、この規定は、保険契約者、被保険者の故意又は重過失等により損害保険金の支払事由が発生したときは保険金が支払われない場合を確認的に規定したものととどまり、保険契約者、被保険者の故意又は重大な過失等により損害が生じたことの主張立証責任を被告に負わせたものではないと解すべきである。さらに、原告は、商法665条但書、641条の規定によれば、火災によって生じた損害はその火災の原因いかんを問わず保険者がこれを填補する責任を負い、ただし、保険契約者又は被保険者の故意又は重過失によって生じた損害は、保険者がこれを填補する責任を負わない旨規定していることから、保険請求者は火災発生的事实を主張立証すれば足り、保険者が免責事由の主張立証責任を負うものと解される旨主張するが、損害保険契約が偶然の事故によって生じた損害を填補するものであることは商法629条の規定によって明らかであり、商法665条但書、641条の定める免責事由は、本件約款の定める免責事由と同旨のものであるから、原告の主張は直ちにこれを採用することができ

ない。

さらに、原告は、保険金請求者に偶然性の主張立証責任を負わせるのは過酷な負担を強いるものであるとも主張するが、通常の場合、発生した事故の偶然性を主張立証することがそれほど困難であるとは考えられない。」

消防及び警察は、火災原因を特定できないとしており、休業状態で客の失火や漏電・自然発火によるものとは考えにくく、何者かが放火したか、何者かの不注意によって発生したが、①A（X代表取締役）とBとのホテルの買取契約に関する支払は実行されず、株式譲渡の話は白紙となり、Bに鍵を預けた直後、手形金額が記入されて流通していたこと、②金庫から保険関係の証券、私物等持ち出した後の出火しており、ホテルから利益を得ることが困難な事態になったので、保険金を取得することについて十分な経済的理由があったといえるとともに、本件火災が偶然に発生したとの立証がされている証拠はないことなどから、本訴請求は理由がない。

【16】前橋地判平成15年7月25日 Lexis Nexis J（店舗総合保険）

<事実の概要>

母の所有する土地の上に店舗併用住宅を建て、所有していたX（原告）は、Y損害保険会社（被告）との間で、本件建物および什器・備品等を目的物とする店舗総合保険契約を締結した。その1階の物置付近から出火し、本件建物および什器・備品等がすべて焼失したとして、XがY会社に保険金の支払を請求したところ、支払を拒絶された。

<判旨>棄却。

「権利の発生原因事実は、その権利を主張する者が主張立証すべきであるから、損害保険契約に基づく保険金の請求をする者は、当該損害保険契約に定める保険事故の発生的事実を主張立証しなければならず、具体的に主張立証すべき事実の内容ないし程度は、当該損害保険契約の合意の内容に沿って判断すべきものである。」

## 火災保険における保険事故の立証責任

「本件約款……において、単に『火災』と規定するのみであり、偶然のものであること、ないし、保険契約者らの故意等に基づくものでないことは、明文上求められていない。

しかし、そもそも損害保険契約は、商法629条において、偶然の一定の事故によって生ずる損害を填補するものと定められているところ、火災保険も損害保険の一種であるから、火災保険である本件保険契約も、それが損害保険契約としての性質を有する以上、上記商法の規定を当然の前提としているものと合理的に解釈することができる。また、保険金の不正請求防止の必要性などの点からしても、本件のように、契約において偶然のものであることが明文上定められていなくても、損害保険である火災保険の保険金を請求する者は、当該火災が偶然のものであることについて主張立証責任を負うものと解すべきである。」

本件放火の状況等からみて、①Xは、容易にこれを行い得る状況にあった反面、X以外の第三者が本件放火を実行した可能性はきわめて小さいこと、②Xには、本件放火の動機となる経済的な理由を窺わせるに足りる事情が存在すること、③Xのアリバイも成立するものとはいえないことなどの各事情を総合的に考慮すると、Xが故意に本件建物に放火して本件火災を発生させた可能性は大きいといえ、本件火災が偶然のものであるという事実は、本件全証拠によっても認めるに足りないといわざるを得ず、Xの請求は理由がない。

【17】名古屋高判平成15年10月28日判タ1152号262頁、金判1194号30頁、自保ジャ1528号17頁（【9】の控訴審）（店舗総合保険）

<事実の概要>

原審（【9】）においてX（原告・被控訴人）の請求の一部が認容されたことから、Y会社（被告・控訴人）が控訴した。

<判旨>被控訴人の請求棄却。

商法629条からすれば、「火災保険について定めた同法665条にいう『火災』とは、一切の火災を意味するものではなく、『偶然ナル事故』

と認めうる火による災害を指すものであることは明らかである。そして、本件約款……が『保険金を支払う場合』として、『火災、落雷等の事故によって保険の目的について生じた損害に対して損害保険金を支払う』旨定めているのも、これと同趣旨のものとして解するのが相当であり、したがって、発生したこれらの事故の偶然性が保険金請求権の成立要件であると解すべきである。もし、このように解するのでなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあり、相当でないからである。この点、本件約款……の『保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払わない』旨規定しているけれども、この定めは、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものととどまり、保険契約者等の故意・重過失等により保険金の支払事由に該当する事故が発生したことの主張立証責任を保険者に負わせたものではないと解すべきである（最高裁平成……13年4月20日第二小法廷判決……参照）。」

①犯人が侵入し、放火したと考えられる箇所は警備の対象外となっていた場所であること、自動火災報知設備の電源が切られており、盗難物品や室内に荒された形跡がないことなどからすると、本件火災がXと無関係の外部の者によって敢行されたものとはにわかに考えがたいこと、②本件火災当時、Xには5億円を超える借入金があり、経済的に相当苦しい状況であったものと推認されること、③本件建物が無人であるのに、高額な保険契約を締結するというのはいささか唐突で不自然であること、④Xの代表者Aが、警察や消防署に先行火災があったことを連絡しなかったことは、容易に理解しがたいことなどを総合すれば、本件火災は、Xの代表者AまたはAの意を受けた者によって招致されたものではないかとの疑いが払拭できないから、本件火災が偶然的な災害であると認めるに足りない。

【18】東京高判平成15年11月12日自保ジャ1573号19頁（火災保険）

＜事実の概要＞

X<sub>1</sub>（原告・控訴人）は所有する住居建物（第1建物）について、そして、X<sub>1</sub>が代表するX<sub>2</sub>会社（原告・控訴人）は所有する焼肉店舗建物（第2建物）について、Yら損害保険会社3社（被告・被控訴人）との間でそれぞれ火災保険契約を締結した。本件住居は平成10年10月8日午後8時50分頃（第1火災）、本件店舗は同月11日午前1時15分頃（第2火災）、いずれも放火により焼失したことから、XらはY会社ら3社に対して保険金の支払を求めて訴えを提起した。原審の千葉地裁（千葉地判平成15年3月27日自保ジャ1573号21頁）では、立証責任について判示することなく、火災がXらに関係なく、偶然に発生したと考えるには疑問が多いとして、保険金請求を棄却したことから、X<sub>1</sub>らが控訴した。＜判旨＞棄却。

「保険事故の偶然性は、保険金請求権の成立要件として、損害保険全般について要求されている原則であり、これによって保険金の不正請求を防止し、保険制度の健全性を確保して保険加入者の利益を保護することができるのである。したがって、本件各約款においても、火災の偶然性を保険金請求権成立の当然の前提要件としているものであり、本件各約款に基づき、保険者に対して損害保険金の支払を請求する者は、火災の偶然性について主張、立証すべき責任を負うものと解するのが相当である。」

①通常は遭遇することのない火災（第1火災）という異常事態発生の連絡を受けながら、肉を切る作業を続けていたというのは、火災を予期していない人間のとるべき態度として不自然であること、②第2火災におけるガソリン混合液の残液の放置も、出火との関係を認定し得る証拠はないものの、その行為に合理性は認められないこと、③第2火災の際にセミナーに参加していたことも、第1火災の発生や、第2建物の状況に関するX<sub>1</sub>の供述を併せ考えると、不自然なであること、④第2火災



の発生についての友人からの携帯電話への留守電を第1火災のことと思  
い込んだとする点も、友人であればX<sub>1</sub>が誤解するような態様で連絡す  
るとは考え難いこと、⑤X<sub>1</sub>の自分に対する怨恨についての供述内容も、  
不自然なほど多岐にわたっており、鍵の管理状況やこれについての供述  
の変遷も、建物内部からの放火と推認される本件各火災の出火状況に照  
らして、偶然性に疑いを抱かせる重要な事柄であることなどから、火災  
時のX<sub>1</sub>の言動に不自然な点はないとするX<sub>1</sub>らの主張は、到底採用する  
ことができない。

(iv) 小括

かかる裁判例は、請求者側は、保険事故である火災が偶然の事故であ  
ること（非故意性）を立証する責任を負うと判示しているが、その理由  
は次のように多岐にわたる。すなわち、(a) 商法629条において、偶然  
の一定の事故によって生ずる損害を填補するものと定められているとこ  
ろ、火災保険も商法の規定を前提としているものと合理的に解釈できる  
こと（【14】【15】【16】）、(b) 商法629条の規定からすれば、665条にい  
う「火災」とは、一切の火災を意味するものではなく、「偶然ナル事故」  
と認めうる火災による損害をさすものであること（【17】【18】）、(c)  
約款が「保険金を支払う場合」として、「火災、落雷等の事故によって  
保険の目的について生じた損害に対して損害保険金を支払う」旨を定め  
ているが、これは商法665条と同旨と解されるゆえに、発生した事故の  
偶然性が保険金請求権の成立要件と解すべきであること（【17】）、(d)  
このように解するのでなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれ  
が増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、誠実な保険加入者の利益  
を損なうおそれがあり、相当でないこと（【15】【16】【17】【18】）、(e)  
免責事由を定める約款の規定は、保険金が支払われない場合を確認的注  
意的に規定したものにとどまり、保険契約者等の故意・重過失等により  
保険金の支払事由に該当する事故が発生したことの主張立証責任を保険  
者に負わせたものではないと解すべきであること（【15】【17】）、(f)

## 火災保険における保険事故の立証責任

通常の場合、事故の偶然性を主張立証することは困難であるとは思えないこと（【15】）が理由として上げられる。

かかる裁判例の立場を包括的にみると、次のようになる。まず、商法665条の火災の意義を解釈する場合、629条に依拠して解釈すべきであり、それゆえに、665条の火災とは、偶然な事故と認められる火災を意味すると解すべきであるとし、この解釈は、保険金の不正請求を回避する必要性からくるものであるとする結果、免責規定は、保険金が支払われない場合を確認的注意的に規定したものにとどまるものであり、以上のことは、約款の規定についても同様にいえる。したがって、かかる裁判例の立場は、請求者側が、保険事故である火災の非故意性を立証する責任を負うと判示していることにあるが、その特徴は、665条は629条に依拠して解釈すべきであると解していることにあり、その結果、665条にいう「火災ニ因リテ生シタル損害」とは、629条にいう「偶然ナル事故」と認めうる火災による損害をさすものであると解釈にあるといえる。また、629条・665条と641条との関連については、いずれの裁判例もあまり触れていない。

### （v）下級審裁判例の総括

火災保険における保険事故の立証責任に関して、下級審裁判例には、請求者側は、保険事故である火災の発生を立証すれば足りるとする立場の裁判例と、請求者側は、火災が偶然の事故であること（非故意性）を立証する責任を負うとする立場の裁判例とがあることが分かり、それぞれの状況を概観した。

かかる裁判例のうち、請求者は保険事故の偶然性を主張立証する責任はないとする【8】から【13】では、【8】だけが、保険事故招致を認め、被保険者側の保険金の支払請求を棄却しており、他の裁判例との比較において特異である。これに対して、保険事故の偶然性を主張立証する責任は請求者にあるとする【14】から【18】では、被保険者側の行為は不自然であるとか（【14】）、保険金取得の意思があったとか（【15】）、

放火の疑いが強いとして（【16】～【18】）、被保険側の保険金の支払請求を棄却している。そして、前述のように、請求者側に主張立証責任があるとする理由として、【15】から【18】では、そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるとする旨を明示している。

その結果、両者の違いは、商法665条にいう「火災ニ因リテ生シタル損害」を解釈する場合、629条が影響し、665条にいう「火災」が629条にいう「偶然」な事故であるといえるか否かという点にあるといえる。それゆえに、火災保険における保険事故の立証責任に関して検討する場合、629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」の意義を中心にして検討すべきことになると考える。

### 3. 検 討

(i) 火災保険における保険事故の立証責任を検討する場合、約款や商法の規定を解釈することにより行う方法（解釈論）と、火災という保険事故を巡る状況に基づいて実質的根拠を明らかにすることにより行う方法とがあると考ええる。

(ii) 火災保険の約款では、前述のように、一般的に、火災、落雷、破裂または爆発等によって保険の目的について生じた損害に対して、損害保険金を支払う旨が定められており、免責事由として、保険契約者または被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害等に対しては、損害保険金等を支払わない旨が定められている。このように、保険事故の偶然性について解釈する場合、火災保険の約款では偶然という文言が定められていないことから、商法の規定によらざるを得ず、商法629条における偶然性が問題になる。すなわち、同条では、損害保険契約は、当事者の一方が「偶然ナル一定ノ事故」によって生ずることのあるべき損害を填補することを約し、相手方がこれに報酬

## 火災保険における保険事故の立証責任

を与えることを約するによってその効力を生ずると定められていることから、同条に基づいて「偶然ナル一定ノ事故」（保険事故の偶然性）の意味が問題となる。

この保険事故の偶然性は、客観的不確定性ないし主観的不可測性という意味と、保険事故の発生が関係者の意図または行為に基づかないこと、つまり、被保険者等の心意に基づかないことをいう意味で使用されている<sup>(20)</sup>。通説によれば、偶然性は、629条の規定からして、保険成立の前提条件として求められるのであるから（保険可能性の問題）、保険事故の偶然性とは、契約成立時において、その事故の発生と不発生とが可能であって、かつ、そのいずれともいまだ確定していないことをいい、<sup>(21)</sup>それゆえに、保険事故が発生した場合、その発生が被保険者の心意に基づいているという意味での偶然性の欠如が問題となり、偶然性の欠如、つまり、故意を立証するのは保険者ということになると解されている。<sup>(22)</sup>すなわち、かかる学説によれば、629条にいう偶然性とは、保険契約成立時に問題となることであって、具体的な保険金請求権の発生要件は、それと別問題であり、火災保険における火災の発生のごとき客観的な保険事故の発生という事実であることになり、保険金請求者としてはその事実を主張立証すれば足りる。そして、それが被保険者の故意によるものであるとすれば、それは故意の保険事故招致による保険者免責（641条）の問題であり、<sup>(23)</sup>訴訟上は保険者の抗弁事実となるということになる。

---

(20) 大森忠夫「被保険者の保険事故招致」『保険契約の法的構造』213頁（有斐閣、1969年）。

(21) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』61頁（有斐閣、1991年）、坂口光男『保険法』80頁（文真堂、1991年）、田辺康平『新版 現代保険法』80頁（文真堂、1995年）、石田満『商法Ⅳ（保険法）〔改訂版〕』94頁（青林書院、1997年）、西嶋梅治『保険法〔第3版〕』63頁（悠々社、1998年）、江頭憲治郎『商取引法〔第4版〕』392頁（弘文堂、2005年）等。

(22) 山野・前掲注(2)116頁～117頁、松並・前掲注(2)283頁。

(23) 山下・前掲注(9)531頁。

これに対して、かつての有力説は、保険事故の偶然性は、原則として、契約成立時にあることを要するとしつつも、悪意（故意）による事故招致の場合は、事故に偶然性がないから、保険者が損害填補義務を負わないのは当然と解したうえで、損害が免責事由によって生じたことの挙証責任は保険者にあると解する<sup>(24)</sup>。この見解は、保険事故の発生によって保険者が填補責任を負うのは当然であって、被保険者は保険事故の原因まで主張立証する責任はないのであり、免責条項によって責任を免れようとするれば、保険者においてこの点を立証すべきであるという判例の立場<sup>(25)</sup>を当然の前提にしているものと思われる<sup>(26)</sup>と指摘される。

以上のように、629条にいう「偶然」とは、従来、保険契約の成立要件であると解されてきたし、【2】においても同様に解されているが、この「偶然」には保険金請求権の成立要件としての働きもあるとして、【2】に異議を唱える見解が提唱されている。

その中の1つによれば、故意行為には、偶然性を阻却する故意行為（行為者の主観的蓋然性のある故意行為）とそうでない故意行為（偶然性のある故意行為。行為者の主観的蓋然性の欠如したまたは低い故意行為）とが存在し、損害保険において要求される偶然性の要素としての非故意性（事故が被保険者の故意によって引き起こされたものではないこと）とは、結果実現について被保険者の主観的蓋然性のある故意行為のみを対象とし、そのような故意行為が存在しないことを意味するとする<sup>(27)</sup>。この見解は、偶然性のある故意行為を引き受ける保険として、ホールインワン保険を引き合いに出されており、この保険では、ホールインワン達成のお祝いとして記念品贈呈等の実際にかかった所定費用が支払われる。この見解は、保険事故はホールインワンであり、この行為は被

---

(24) 小町谷操三＝田辺康平『商法講義保険』59頁～60頁（有斐閣、1971年）。

(25) 大判大正14年11月28日民集4巻12号677頁。

(26) 山野・前掲注(2)117頁。

(27) 佐野・前掲注(12)124頁～125頁。

## 火災保険における保険事故の立証責任

保険者の故意行為と解釈した上で、偶然性のある故意行為であるとする。たしかに、ホールインワンは行為者の意図または行為に基づくものであるゆえに故意行為であるといえるが、多分に偶然性のある出来事であるといえることから、偶然性のある故意行為であるといえないこともないが、偶然の行為であると考えるのが自然ではなからうか。

そして、この見解は、偶然性に関する前述のような理解に基づき、629条の偶然の意味について、次のように述べている。すなわち、629条は、損害保険契約の成立要件を規定しているのみならず、損害保険契約の内容、特に保険者の保険金支払債務の発生要件を規定していると解釈することが自然であり、そこにいう「偶然」は、客観的不確定性ないし主観的不可測性という意味のみならず、保険事故の発生が関係者の意図または行為に基づかないこと、つまり、被保険者等の心意に基づかないことをいう（非故意性が含まれる）と解している<sup>(28)</sup>。しかし、これについては次のように考えられる。すなわち、629条にいう「偶然」を故意によらないことも含まれるとすると、629条はいずれの説をとっても損害保険契約の有効要件を定めている規定であると解されていることから、故意による事故に起因する損害を填補しないことを内容とする損害保険契約は効力を生じないことになり、このことは故意の事故招致を免責事由とする641条と矛盾してしまう。これについて、保険者の免責事由を定める641条は注意的確認的規定とする解釈が示されているが<sup>(29)</sup>、商法では、629条で損害保険契約の有効要件が定められ、641条で保険金請求に対する保険者の責任の有無が定められており、契約が無効であることを免責事由として書いたという理解は、合理的な解釈とはいえない<sup>(30)</sup>。

さらに、この見解は、629条にいう「偶然」に非故意性が含まれるとすると、保険者の免責事由として被保険者の悪意（故意）をあげている

---

(28) 佐野・前掲注(12)125頁～126頁。

(29) 佐野・前掲注(12)126頁。

(30) 山本哲生「保険事故の偶然性について」生保論集160号5頁（2007年）。

641条との関係が問題となるが、この見解によれば、629条で除外される故意行為は被保険者の主観的蓋然性があるものに限定されるのに対して、641条で免責となる被保険者の故意にはかかる限定は付されないと解している。<sup>(31)</sup>かかる見解によれば、629条にいう「偶然」に関する故意は641条における故意よりも狭い概念となり、両者では範囲が異なることになる。<sup>(32)</sup>

また、629条の立法理由をみると、法典調査会商法修正案参考書によれば、629条に対応する338条では、偶然なる事故とは、発生および不発生が不確定である場合と発生することは確実であるが、発生時期が不確実な場合を含み、かつ、人為に出たものか否かは問わないことを明らかにしたものとされている。<sup>(33)</sup>すなわち、629条にいう「偶然」とは、故意でないことを含まない概念であるといえることができる。<sup>(34)</sup>

ところで、【2】は、その結論を導くにあたり、665条を根拠としているが、【2】の判例解説によると、<sup>(35)</sup>641条や665条の規定によれば、商法の原則は、発生の偶然性いかんを問わず火災の発生によって損害が生じたことを保険金請求権の成立要件（権利根拠規定）とし、保険契約者または被保険者の故意または重過失によって損害が生じたこと（保険事故招致）を保険者の免責事由（権利障害規定）とするものと解され、したがって、請求者側に火災発生が偶然のものであること（被保険者の意思

---

(31) 佐野・前掲注(12)126頁～127頁。

(32) 山本・前掲注(30)7頁注(9)。

(33) 法典調査会「商法修正案参考書」『日本近代立法資料叢書21』157頁（商事法務，1985年）。

(34) 山本・前掲注(30)6頁。

(35) 商法641条が定める故意による保険事故招致免責の趣旨は、保険事故の発生が偶然性に欠けるからではなく、保険契約者または被保険者が故意によって保険事故を招致することは社会的に容認されない行為である、すなわち、保険者との関係では著しく信義に反する行為であるとともに、この場合に保険者が損害を填補することは公益に反するからである（山下・前掲注(13)369頁～371頁、松並・前掲注(2)283頁）。



## 火災保険における保険事故の立証責任

に基づかないこと)の主張立証責任はなく、保険者の側に保険事故招致の事実の主張立証責任があると解される<sup>(36)</sup>としている。果たして665条が本判決のように解釈の基礎となりうるのであろうかという疑問が生じる。665条の立法理由によれば、「火災ノ原因ノ如何ヲ問ハス」火災によって生じた損害はこれを填補することを要するとの原則を法文として掲げた<sup>(37)</sup>とする。つまり、665条は火災保険の純化を図ることを主眼に置いたものであり、火災発生の態様が偶然的か非偶然的かを問わず火災保険金を支払わなければならないという原則を示したものである<sup>(38)</sup>と、665条が解釈の基礎になることは難しいのではないかと考える<sup>(39)</sup>。

(iii) 商法の規定や約款の規定の解釈の方法として、当該保険契約を締結した平均的顧客の理解可能性を基準にしなが、当事者が達成しようとしたと考えられる経済的・社会的目的に適合するように契約を解釈するという観点から、保険契約の性質等から客観的な当事者の意思を導く<sup>(40)</sup>ことが考えられる。かかる要素として、請求者の不正請求のおそれを考慮することが考えられる。前述の裁判例の中でも、【15】から【18】は、約款には、発生した火災が偶然のものであることを要する旨が明記されていないが、保険者に対して損害保険金の支払を請求する者が偶然の火災であることの主張立証責任を負うと解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがあるという旨を判断基準として、請求者側は、保険事故である火災が偶然の事故であることを立証する責任を負うと判示しており、かかる考え方は【1】<sup>(41)</sup>がとるところである。かかる考え方に従って、請求者側に保険事故である火災が

(36) 松並・前掲注(2)283頁。

(37) 法典調査会・前掲注(33)173頁。

(38) 西嶋・前掲注(2)10頁～11頁。

(39) この点につき、【2】の立場を支持するものとして、飯田・前掲注(2)287頁。

(40) 山本・前掲注(30)頁11頁～12頁。

偶然の事故であることを立証する責任を負わせるとすると、不正請求を押し返すことができるであろうし、社会の治安の安定にも貢献すると思われるが、他方、保険金取得目的でない故意の事故招致の場合にも保険者が免責されることになるであろうし、本来支払われなければならない正当な保険金請求が事故の偶然性を立証できないばかりに権利として認められない事態が数多く生じることが予想され、そのため、保険制度の健全性が阻害され、ひいては誠実な加入者の利益を損なうおそれがある<sup>(42)</sup>。これを保険技術的に考えると、請求者側に保険事故の立証責任を負わせるとした場合、不正請求を回避できるであろうことから、それが料率に反映され、保険料を低く抑えることができるゆえに、契約者にとって望ましい状況になるといえるが、保険事故の偶然性を立証できないケースが増えることが予想されることから、保険金を受け取ることでできない契約が増えることが考えられる。これらはいずれの加入者全員に影響することであり、それゆえに、偶然性を保険事故の要素として取り込むことは難しいのではないかと考える<sup>(43)</sup>。

(iv) 民事訴訟法上の有力な議論として、実体法の趣旨・価値判断を基本に立証責任の分配を行う論理がある<sup>(44)</sup>。それによれば、立証責任の分配の基準について、真偽不明の場合、どちらの当事者を勝たせた方が当該実体法規の趣旨から見て座りがよいかを考えるのが基本であるとしつつ、当事者間の公平や証明困難も考慮の基準となるとしている<sup>(45)</sup>。これを前提とすると、火災保険では、当該保険事故の発生が被保険者側の事故

---

(41) 立証責任を巡って不正請求のおそれを考慮するものとして、堀田・前掲注(1)2542頁、志田原信三・曹時56巻7号816頁(2004年)、滝澤孝臣「事故の証明」金判1211号170頁・172頁(2005年)等。

(42) 山下・前掲注(9)536頁、肥塚・前掲注(4)111頁、野村・前掲注(2)157頁、山本・前掲注(30)頁12頁～13頁。

(43) 山本・前掲注(30)頁13頁。

(44) 飯田・前掲注(2)289頁。

(45) 高橋宏志『重点講義 民事訴訟法 上』486頁(有斐閣, 2005年)。

## 火災保険における保険事故の立証責任

損致か否かが不明な場合、当該事故に起因する損害は火災保険において填補すべきか否かを考えなければならないということになる。損害保険は被保険者に生ずる損害を填補するものであり（商法629条）、被保険者に生じた経済的損失または負担を補うものであるという共通認識に基づくと、保険金取得目的で放火するというのは異常な事態であるが、保険契約上、きわめて稀な事態であると考えられることから、究極の段階で真偽不明の場合には、保険金を支払うとするのが保険制度のあるべき姿ではないかと考える。

(v) 保険契約の当事者間では、保険事故の前後の状況については請求者側が詳しいことから、保険事故に関する証拠への距離の違いがみられるゆえに、保険者は、保険事故の立証責任の分配を考える上でこの点を考慮すべきであると主張するであろう。<sup>(47)</sup> 訴訟実務に携わる裁判官による研究成果によれば、裁判所は、立証責任を負っているいないにかかわらず、当事者に対し、立証責任は本来的には、口頭弁論終結時に真偽不明の場合の負担・不利益を定めたものであることを改めて指摘して進行に協力を求め、事実関係の主張立証を行なうように促すべきであるという見解がある。<sup>(48)</sup> そうであるとする、請求者に立証責任がある場合であっても、保険者に証拠の提出を求めることもあると考えられるので、証拠への距離の違いが立証責任の有無を左右するものではないと解することができる。<sup>(49)</sup>

(vi) 665条は任意規定であることなどから、約款上、保険事故に保険事故発生時において当該保険事故が被保険者の意思に基づかないという意味の偶然性が取り込まれている可能であり、その場合には、偶然性

---

(46) 飯田・前掲注(2)290頁。

(47) 中山他・前掲注(8)55頁。

(48) 大阪民事実務研究会・前掲注(18)38頁、54頁、中山他・前掲注(8)54頁以下。

(49) 山本・前掲注(30)頁14頁。

の主張立証責任は請求者側にあると解する余地もあるとされる<sup>(50)</sup>。他方、【2】をはじめ、火災保険に関する一連の判例は消費者契約法の問題には触れていないと解されるが<sup>(51)</sup>、【2】において最高裁が行った理由付けにつき、保険事故の偶発性の立証責任の所在をめぐる問題を含む事件が係属した場合、同法10条<sup>(52)</sup>を適用して約款内容の規制を行うことで、消費者契約法の場合は、故意の存在を保険者の免責事由とし、立証責任の転換を認めない意図を有しているからであるとの推察がある<sup>(53)</sup>。この推察によれば、保険事故に偶然性が取り込まれている可能性があるとする、立証責任の転換とも関連すると解されることから、消費者契約法が適用される保険契約については詳細な検討が必要であろう<sup>(54)</sup>。

(vii) 以上のことから、商法629条の「偶然ナル一定ノ事故」とは、保険事故の発生と不発生とが保険契約の成立時においていずれも可能であって、しかもそのいずれもいまだ確定していないことをいうと解するべきであり、損害保険における偶然性の要件は、保険契約の成立時を基準時として判断されなければならないと解する。それゆえに、【2】は、その判旨の中の理由付けの一部に疑問を持つが、結論は支持することができる。かかる観点からすると、【14】から【18】については、629条にいう「偶然ナル」事故に重きを置き、非故意性を持たせているが、そのような解釈は自然でないと考えるし、モラル・リスクの排除を考えるあまり、傷害保険や生命保険災害関係特約に関して、保険事

(50) 大阪民事実務研究会・前掲注(18)13頁。

(51) 飯田・前掲注(2)291頁。

(52) 消費者契約法10条については、落合誠一『消費者契約法』144頁以下(有斐閣, 2001年), 内閣府国民生活局消費者企画課編『逐条解説 消費者契約法〔補訂版〕』174頁以下(商事法, 2004年)を参照。

(53) 榊・前掲注(2)930頁。

(54) この点については、不当条項規制の対象となる可能性と関連させて(山本・前掲注(30)6頁, 28頁~29頁), 約款規定に保険事故として「偶然の事故」が明示されているオール・リスク保険に関連して検討する。

## 火災保険における保険事故の立証責任

故の発生が偶然であることの立証責任は請求者側が負担すると判示した【1】の射程を拡大しているのではないかと考える。<sup>(55)</sup>また、かかる解釈は、立証責任分配の基本精神である公平の理念に反するとも考えられる。<sup>(56)</sup>

(viii)ところで、前述のように、下級審裁判例は、保険事故が偶然であることの立証責任は保険者が負担するものであるもの【8】～【13】と、請求者側が負担するものであるとするもの【14】～【18】の2つに分かれるが、訴訟の過程において保険事故の立証が争われる場合、【2】の結果、保険会社は放火を推認するに足る間接証拠を積み上げる必要がある。その具体的な内容を下級審裁判例から抽出すると、(a)火災発生前の状況、(b)火災発生直前の状況、(c)火災発生後の状況の3つに大別できよう。

まず、(a)火災発生前の状況として、①保険金額の高さ、②被保険者の経済状況、③保険金の取得目的、④保険契約を締結した後の火災が発生するまでの被保険者の行動【15】では、会社の経営が失敗していること、金庫から保険証券等が持ち出された後に火災が発生していること等を認定している)、⑤保険契約締結時から火災発生時までの期間の長さ【8】では、本件(1)契約締結時から半年後、本件(2)契約締結時から3ヶ月足らずで火災が発生していると認定している)等がある。

つぎに、(b)火災発生直前の状況として、⑥請求者側による放火の可能性、⑦第三者による放火の可能性、⑧保険事故発生直前の状況【10】では、建物内に家族がいる状況で放火する可能性は低いとしている)、⑨失火や第三者の放火と見せかけるための偽装工作等がある。

そして、(c)火災発生後の状況として、⑩損害の拡大防止の行動、

---

(55) 山野・前掲注(2)117頁、山下・前掲注(9)531頁。同旨、大阪民事実務研究会・前掲注(18)13頁。

(56) 寺本・前掲注(1)14頁。

⑪火災発生時の被保険者の反応・行動（【14】【18】）では、火災発生との連絡を受けた時、請求者に慌てた様子はなかった（【14】【18】）、連絡の内容は先行火災のことであると誤解していた（【18】）と認定している）、⑫火災発生後に行なわれる保険会社の調査への協力状況、⑬先行火災に関する警察・消防署への報告等がある。

それゆえに、損害保険会社は、以上のことを、放火を推認するに足る間接証拠として積み重ねて行く必要があるといえる。<sup>(57)</sup>

#### 4. お わ り に

火災保険における保険事故の立証責任については、【2】において、保険事故の偶然でないことについて保険者が主張立証しなければならないという判決が下されたことから、少なくとも火災保険の実務においては、かかる原則に基づいて進められることとなる。

本稿では、損害保険における保険事故の立証責任に関する最高裁の判例【2】から【7】のうち、【2】が対象とした火災保険だけを検討の対象とした。その結果、約款の中に保険事故について「偶然の事故」という文言のない火災保険における保険事故の立証責任について、前述のような結論に至った。約款の中に「偶然の事故」という文言のあるオール・リスク保険（【3】）および自動車保険（【4】～【7】）における保険事故の立証責任について検討することとするを今後の課題としたい。

---

(57) 西嶋・前掲注(2)47頁以下、甘利・前掲注(8)167頁以下。